

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象事業)

第2条 ロゴマークの使用の対象となる事業は、静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会（以下「協議会」という。）が、静岡市の歴史・文化・魅力の向上や発信、徳川家康公の顕彰をはじめ、大河ドラマ放送をきっかけとした地域振興や観光振興に寄与し、その機運を高めると認められる事業で、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 宗教的又は政治的な要素を有していると認めるもの
- (3) 第三者の利益を害すると認めるもの
- (4) 徳川家康公及び協議会の品位を害するおそれがあると認めるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が不適當であると認めるもの

(使用の承認の申請)

第3条 ロゴマークの使用承認を受けようとする者は、当該事業の開始日の1月前までに、使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、商品を除く次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体並びに協議会会員が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上、正当な範囲内で使用する場合
- (3) 協議会の後援又は共催の承諾を受けた事業に係る場合

(使用の承認)

第4条 会長は、承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適當であると認めるときは、ロゴマークの使用の承認を決定し、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 会長は、前項の規定によるロゴマークの使用の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第5条 ロゴマークの使用に係る方法、制限その他必要な事項は、会長が別に定めるものとし、ロゴマークの使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第6条 使用者は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、届出日から令和6年3月31日までとする。

(事業完了の報告)

第9条 ロゴマークの使用の承認を受けた者は、当該承認を受けた事業が完了したときは、速やかに使用事業完了報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(是正の措置)

第10条 会長は、ロゴマークの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 承認の条件に違反したとき
- (3) 第2条各号のいずれかに該当したとき

(違反等に対する取扱い)

第11条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱の規定に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うものとする。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、協議会はその責任を一切負わない。

(情報の公開)

第12条 会長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点から、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償の責任)

第13条 協議会は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
会長 宛て

申請者	住 所	〔 法人にあっては、その主たる 事務所の所在地 〕
	氏 名	

次の事業について、ロゴマークの使用の承認を受けたいので申請します。

- 1 事業名称
- 2 使用目的 ①ポスター・ちらし ②記念品 ③商品
④その他（ ）
- 3 使用期間
- 4 使用内容（形態等）
- 5 事業概要
- 6 連絡先
- 7 添付書類
 - （1）申請者の概要
 - （2）実施事業の企画書（予算書を含む。）
 - （3）商品の場合は、写真又はデザイン画

令和 年 月 日

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
ロゴマーク使用承認書

様

静岡市大河ドラマ「どうする家康」
活用推進協議会 会長 印

年 月 日付けで申請のあった静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
ロゴマークの使用について、次の条件を付して承認します。

1 使用条件

- (1) ロゴマークの使用に当たっては、要綱を遵守し承認した目的以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマーク使用に係る経費は、使用者が負担すること。
- (3) 使用者がロゴマークを自己の商標や意匠とするなど独占的使用をしないこと。
- (4) 申請内容を変更する場合は、事前に連絡すること。
- (5) 申請内容が無断で変更した場合は、承認を取り消すことがあること。
- (6) ロゴマークのデザインマニュアル（色指定・使用規定）を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
ロゴマーク使用事業完了報告書

令和 年 月 日

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会
会長 宛て

申請者 住 所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称及び} \\ \text{代表者の氏名} \end{array} \right]$

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会ロゴマークを使用した事業が完了したので、下記のとおり報告します。

- 1 事業名称
- 2 使用目的 ①ポスター・ちらし ②記念品 ③商品
④その他（ ）
- 3 使用期間
- 4 使用内容（形態等）
- 5 その他参考となる資料